

建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料

表1

税込 単位：円

適合性判定対象面積	モデル建物法			標準入力法・主要室入力法		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
～ 500 m <sup>2</sup> 未満	132,000	88,000	55,000	242,000	165,000	132,000
500 m <sup>2</sup> 以上～1,000 m <sup>2</sup> 未満	154,000	99,000	66,000	297,000	198,000	165,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	231,000	209,000	99,000	495,000	451,000	352,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上～3,000 m <sup>2</sup> 未満	258,500	236,500	126,500	522,500	478,500	379,500
3,000 m <sup>2</sup> 以上～4,000 m <sup>2</sup> 未満	286,000	264,000	154,000	550,000	506,000	407,000
4,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	313,500	291,500	181,500	577,500	533,500	434,500
5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満	352,000	330,000	220,000	638,000	594,000	495,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上～20,000 m <sup>2</sup> 未満	407,000	385,000	275,000	748,000	704,000	583,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積			別途見積		

- 敷地内に複数の建築物がある場合は、対象建築物ごとに適合判定通知書が必要となります。
- 一つの棟に用途分類が複数ある場合は、A種が含まれる場合はA種、A種がなくB種が含まれている場合はB種の手数料となります。
- 複合建築物の場合は、非住宅部分により手数料を算定します。なお、住宅部分が300m<sup>2</sup>以上ある場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として11,000円（税込）加算となります。
- 増改築の場合の手数料算定は、既存及び増改築部分の合計面積にて算定します。
- 計画変更に関わる手数料は、計画変更時の面積に応じて表1から算定される手数料の1/2の手数料とします。ただし、計算方法を変更して申請する場合は、表1の手数料とします。
- 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて表1から算定される手数料の1/2の手数料とします。
- 適合判定通知書の再発行は、1件につき5,000円（税込）とします。

表2 用途区分

	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る)	08220
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
ダンスホール	08590	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
B種	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣袋屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)	08650
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
自動車修理工場	08350	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	
自動車教習所	08410	
畜舎	08420	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	
自動車庫	08490	
自転車駐車場	08500	
倉庫業を営む倉庫	08510	
倉庫業を営まない倉庫	08520	
卸売市場	08610	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
要相談	下宿	08050
	その他	08990